路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
調布市緑ケ丘一丁目四五番七地先から同市緑ケ丘一丁目四五番九七地先まで	最大 三五・〇〇メートル 最小 〇・〇〇〇	〇・〇〇〇キロメートル
三鷹市新川二丁目一九一番一から同市北野一丁目九二七番二七まで	最大 二九五・〇〇〇 最小 〇・〇〇〇	〇・二四七
東京都世田谷区給田五丁目八番二地先から同区北烏山八丁目二〇八五番二〇まで	最大 四二・〇〇〇 最小 〇・〇〇〇	〇・〇〇〇
東京都練馬区東大泉二丁目一〇八四番二二地先から同区大泉町六丁目一六二番三まで	最大 一〇一・〇〇〇 最小 〇・〇〇〇	〇・四六三

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京外かく環状国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
魚津市西尾崎一四九七番一地先から同市江口四〇九番まで	前	一六・三〇～二五・〇〇メートル	〇・一六三キロメートル
	後	一六・六〇～二五・〇〇	〇・一六三

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	魚津市西尾崎一四九七番一地先から同市江口四〇九番まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年八月二十三日

○近畿地方整備局告示第百八十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	岡　繁男
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十九日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	寄神　茂之

(2)　変更年月日

平成二十二年六月三十日

○近畿地方整備局告示第百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人神戸市防災安全公社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	岩井　美香
変更後	飯沼　信明

(2)　変更年月日

平成二十二年六月二十五日

○近畿地方整備局告示第百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年八月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　16

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社近畿建築確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	森川清治郎

(2)　変更年月日

平成二十二年八月十三日